

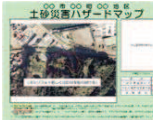
# 雨の状況や土砂災害警戒情報等の気象情報に注意し、早めの避難を心掛けよう



## 危険な場所を知っておこう

### 土砂災害のおそれがある範囲

土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所は、地図、表示板、インターネットで知ることができます。



### ハザードマップで調べよう

市町から配られる「土砂災害ハザードマップ」により、土砂災害警戒区域の範囲、情報伝達の方法、避難場所を確認しましょう。

### インターネットで調べよう

■ <http://www.gis.pref.shizuoka.jp>  
または、県砂防課HP→「土砂災害情報マップ」(水色のボタン)



## 雨の量、河川の状況を調べよう

### 静岡県サイボスレーダー

雨量、河川情報、気象情報を携帯電話、インターネットで知ることができます。



### 携帯電話で調べよう

■ <http://sipos.shizuoka2.jp/m/>  
(各携帯電話社共通)

### インターネットで調べよう

■ <http://sipos.shizuoka2.jp/>  
または、静岡県HP→「緊急・災害情報」→「サイボスレーダー」



# 土砂災害から身を守り安全な地域づくりを目指して

〔土砂災害防止法〕による区域の指定



平成25年4月に発生した浜松市天竜区の地すべり災害(平成25年7月撮影)

## 土砂災害警戒情報とは

過去の土砂災害の実績からみて避難レベルに達した市町を特定し、県と静岡地方気象台が共同で発表する防災情報

### 気象庁ホームページ



### 伝えられ方

テレビ・ラジオの緊急速報、テレビの速報テロップ、文字放送、防災行政無線、メール等により伝えられます。



### 大雨注意報等が発表されたら

テレビ、ラジオ等で報じられます。情報に注意し、早めに避難の準備を始めましょう。

### 確認方法

インターネットにより確認できます。  
《危険度が高まっている範囲を特定する情報》

■ <http://www.gis.pref.shizuoka.jp/?mp=9004-1&>  
(県統合基盤地理情報システム)

または、県砂防課のHP→「土砂災害警戒情報」(赤色のボタン)

■ <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>(気象庁)

《発表文等：警戒情報を発表した市町名の確認》

■ <http://sipos.shizuoka2.jp/>(県サイボスレーダー)

■ <http://www.jma.go.jp/jp/dosha/>(気象庁)



### いつもと違うな・・・？と感じたら

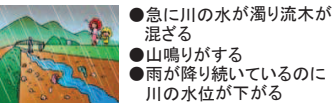
土砂災害の前には、しばしば下図のような現象が起こると言われています。このような現象に気付いたら、すぐに避難をしましょう。

### 砂防課ホームページ



## 土砂災害の前ぶれには次のようなものがあります

### 土石流



- 急に川の水が濁り流木が混ざる
- 山鳴りがする
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる

### 地すべり



- 沢の水や井戸水が濁る
- 斜面から水がふき出す
- 地面にひび割れができる

### がけ崩れ



- がけから水がわき出している
- がけから小石がバラバラと落ちる
- がけに亀裂ができる

土砂災害に関する情報は県の土木事務所や市町までご連絡ください

### 土砂災害110番(土砂災害相談窓口)

砂防課	054-221-3044	静岡土木事務所	054-286-9321
下田土木事務所	0558-24-2112	島田土木事務所	0547-37-5272
熱海土木事務所	0557-82-9171	袋井土木事務所	0538-42-3216
沼津土木事務所	055-920-2211	浜松土木事務所	053-458-7266
富士土木事務所	0545-65-2794	市町の「土砂災害110番」もご利用ください	

### 注意！！

災害の確認・調査は必要ありません。大雨の時は、危険な箇所へ近寄らないで下さい。



こちらのQRコードから、砂防課にお電話できます。



## 静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課

〒422-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL.054-221-3044 FAX.054-221-3564

電子メールのあて先 E-mail: [sabo@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:sabo@pref.shizuoka.lg.jp)

インターネットから 静岡県砂防課

検索

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/>

平成26年9月版

### 土石流

山や谷(溪流)の土、石、木などが、大雨や長雨等による水と一緒になって、すごい勢い(およそ時速40~50km)で流れてくるものをいいます。地震や火山噴火などが原因で、発生することもあります。



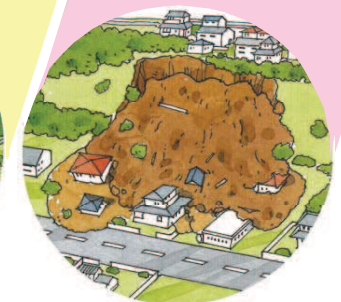
### 地すべり

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、地下水の力によって持ち上げられた地面が、広い範囲にわたり徐々に動きだすものをいいます。地下水の状況によっては地震でも発生することがあります。



### がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

急傾斜地(傾斜の角度30度以上で高さが5m以上の地形)において、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ“がけ”が、とっぜん崩れ落ちるものをいいます。地震でも発生することがあります。

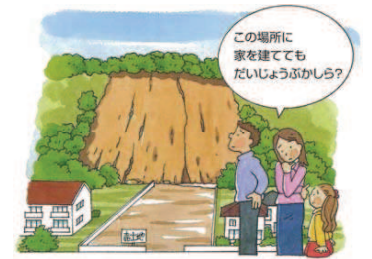




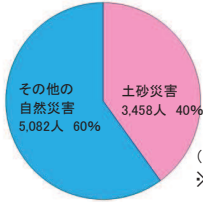
# 区域を指定して、土砂災害から身を守るためにみんなで取り組んでいきます



土砂災害防止法では、崩壊した土石等によって、生活している方々の命や身体に危険がおよぶおそれのある場所を、危険性に応じて「警戒区域」と「特別警戒区域」に指定し、みなさんにお知らせしています。次の説明図のように「警戒区域」は黄色の区域、「特別警戒区域」は赤色の区域で示されます。



●自然災害による死者・行方不明者の割合 (昭和42年～平成24年)



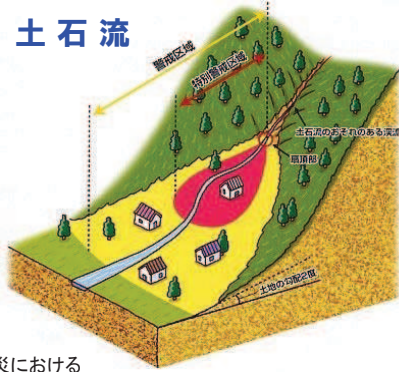
計:40%

全国では、毎年1,000件近い土砂災害がおきています。

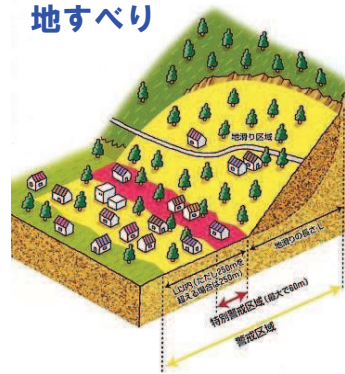
(全国/消防庁、国土交通省調べ)

※阪神・淡路大震災、東日本大震災における死者・行方不明者数を除く

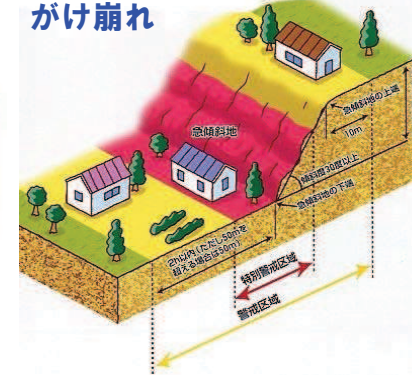
## 土石流



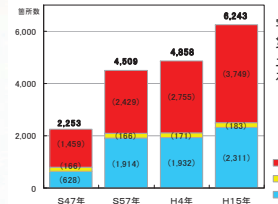
## 地すべり



## がけ崩れ



土砂災害危険箇所数の推移(静岡県内)  
(県内対象人口増加率以上)



宅地開発により、土砂災害のおそれのある土地に建つ住宅は増え続けています。

# 警戒区域

崩壊した土石等によって、被害を受けるおそれのある区域です。この区域では、土砂災害を防止するための警戒避難体制が整備されます。この警戒避難体制は、市町の地域防災計画に定められるとともに、警戒区域や避難所等を記載したハザードマップが関係者に配布されることになります。

## 土砂災害警戒情報等の気象情報や市町からの防災情報に注意しましょう



大雨が降っている時などには、土砂災害が発生するおそれがあります。県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等の気象情報や市町村からの防災情報に注意して、いざという場合に備えましょう。

## 避難路や避難場所を確認しておきましょう



避難に備え、避難場所がどこにあるのか、安全にたどり着くにはどの道を通るのかな等を、普段から確認しておきましょう。家族みんなで確認しあうことも重要です。

### 宅地建物取引における説明の義務

- 宅地建物の取引業者は、宅地や建物の売買等にあたり、相手方に以下の説明が必要です。
  - 警戒区域にあること

# 特別警戒区域

崩壊した土石等によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生ずるおそれがある区域です。この区域で開発しようとしていたり、住宅等の建築物を建築する場合などは、次のような許可や確認が必要になります。 ※「住宅等の建築物」とは、建築基準法第2条第4号に規定する居室を有する建築物です。

## 住宅の新築・改築には建築確認が必要です

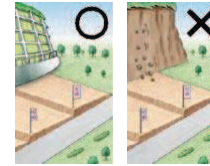


建築確認が必要とされます。建築確認では、土石等が到達し、住宅に作用すると想定される力に対し、その構造が安全であるかどうかの審査がされます。

### 宅地建物取引における説明の義務

- 特定開発では、県の許可後でなければ、住宅の公告や売買の契約を結ぶことができません。
- 宅地建物の取引業者は、宅地や建物の売買にあたり、相手方に以下の説明が必要です。
  - 特別警戒区域にあること
  - 特定開発行為の許可について

## 特定開発行為には県の許可が必要です



- 特定開発行為とは、次のような用途の建築物を建てるための行為をいいます。
- ・自己用以外の住宅 (住宅分譲、マンション、社員住宅)
  - ・災害時要援護者関連施設 (幼稚園、老人ホーム、病院など)

特定開発行為を行う場合には、あらかじめ県の許可を受ける必要があります。上記建築物の敷地に土石等が流入しないような対策工事の計画を申請し、工事完了の確認により、特別警戒区域の範囲を見直します。

### 特別警戒区域からの移転に対する支援

■がけ地近接等危険住宅移転事業  
特別警戒区域から移転し、代替住宅を建設する場合、その費用の一部(限度額あり)が補助されます。

- 危険住宅の除去等に要する経費の一部
- 危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費を金融機関から借り入れた場合の利子の一部

■住宅金融支援機構による資金の融資  
移転勧告を受け、代替住宅の建設、土地を取得する場合、融資が受けられます。

※当制度に関するお問い合わせは、「くらし・環境部 建築住宅局 建築安全推進課」までお願いします。

※土石等により、著しい損害が生じるおそれのある住宅に対し、県が移転等の勧告を行う場合があります。